

柏崎市障がい者の多様なコミュニケーション手段の 利用及び理解の促進に係る施策の推進方針

柏崎市は、新潟県柏崎市障がい者の多様なコミュニケーション手段の利用及び理解の促進に関する条例((令和7年条例第35号)以下「条例」という。)第3条の基本理念にのっとった施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第8条の規定に基づき、以下のとおり施策の推進方針を策定します。

1 多様なコミュニケーション手段に対する理解促進及び普及に関すること

障がい及び障がいのある人に対する理解促進を図り、様々なコミュニケーション手段の周知と普及に取り組みます。

- (1) 市民及び事業者を対象として、障がい及び障がいのある人に対する理解促進を図るとともに、障がい特性に応じた様々なコミュニケーション手段の周知及び普及に取り組みます。
- (2) 障がいのある人とない人が相互に意思疎通を図ることができるよう、市民が多様なコミュニケーション手段について学びやすい環境整備に取り組みます。

2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段利用の環境整備に関すること

誰もが安定的に情報を入手でき、幅広い人たちとの多様なコミュニケーションを行うことができるよう環境を整備します。

- (1) 市民に広く周知・配布する文書の点訳化、音訳化等により、障がいのある人の情報入手支援に努めます。
- (2) 多様な媒体を活用した情報発信により、必要としている人に分かりやすく情報が届くように取り組みます。
- (3) 市が行う事業における意思疎通支援の確保及び公共施設における分かりやすい情報表示に努めます。
- (4) 保育や教育の場において、多様なコミュニケーションに対する理解を促すとともに、障がいのある児童・生徒が障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用できる環境整備に取り組みます。

3 障がい者のコミュニケーションを支援する人材の養成及び確保に関すること

障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、意思疎通支援における奉仕員として活動できる人材を養成・確保します。

- (1) 手話、要約筆記、点訳、音訳の奉仕員養成講座の実施により人材を養成し、市内において意思疎通支援奉仕員として派遣する人材の確保に取り組みます。

- (2) 意思疎通支援に当たり、支援を受ける人だけでなく支援する人の環境整備により、養成した人材が活動を継続できるよう取り組みます。

4 災害等における障がい者のための多様なコミュニケーション手段の利用環境の確保に関すること

災害発生時や防災・防犯、その他緊急時における障がいのある人に対する情報伝達の仕組みや体制を整備します。

- (1) 障がい特性に配慮した災害発生時等の速やかな情報伝達及び避難における意思疎通支援の仕組みを検討します。
- (2) 災害時の避難生活等における障がいのある人の情報取得や周囲の協力体制など、地域の理解・協力を得ながら、安心・安全な避難生活の環境づくりについて検討します。

5 施策の推進方針の運用

- (1) 施策の推進方針については、社会情勢などを踏まえ、必要に応じて見直します。
- (2) 施策の推進に当たっては、市民及び事業者と協力し、市全体で取り組みます。

令和7(2025)年9月